

令和5年度 若狭町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

若狭町は水田面積 1,721ha のうち 1,043ha (面積割合 60%) で主食用米が作付けされており、水稲中心の農業経営となっている。また米の需要量の減少に対応するため、これまでの麦やそばの作付けの推進に加え、飼料用米への取り組みが近年増加傾向にあるため、米価の維持・回復に微力ながら着実に成果をあげていると思われる。

また、主食用米の作付け減少に伴う収入減少分を確保するため、収益性の高い一寸そら豆・ネギ・キャベツといった園芸作物を加えた水田地域輪作農法が行われているほか、三方地域の西田地区を中心に福井梅の産地となっている。

一方、中山間地域においては耕作放棄地が増加傾向にある。主な原因としては、農業従事者の高齢化と若者の農業離れにともなう後継者不足に加え、近年拡大する有害鳥獣による水稲や農産物の被害も生産意欲の減退に拍車をかけている。

今後は収益性の高い水田農業を展開していく必要があり、そのためには主食用米から麦や高収益作物等への転換を促進、輪作や周年作により地力が低下した農地の地力増進、担い手への農地集積、省力化や低コスト化の取組みを進めることが重要となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田農業における麦・大豆・そばの収量、品質の安定生産に向け、湿害対策や、実需者の求める品質確保のための栽培技術の普及を進める。加えて、ICT を活用したスマート農業を推進し、生産コストの低減を目指す。

また、水田における大規模園芸として、機械化体系を導入しやすい品目を中心に生産の拡大を目指す。加えて、伝統野菜や地域特産作物の生産を支援し、気候風土に応じた地域の特色ある農業の振興を図る。

農産物の付加価値向上にむけて、福井の食の魅力発信や、県外への販売拡大を通じブランド力を向上していくとともに、輸出拡大への支援、新たな6次産業化商品の開発などの新ビジネスの展開への支援を進める。

また圃場の集積に向けては、農地中間管理事業を活用した農地集積や、集落営農組織等の合併や広域化による農業法人の育成を進める。

こうした水田農業や園芸農業の人材を確保・育成のため、実践的な研修を実施していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田を最大限活用していくため、麦、大豆及びそばによる2年3作体系を維持しながら、転換作物等のコスト削減と付加価値の向上、高収益作物の導入を進める。また安定的な高収益作物の生産に向け、水田圃場の排水性改善を図り、畑地及び樹園に誘導できるような地域の畑地化を推進する。

また、関係機関と連携し、畑地化を含めた水田の有効利用に向け、利用状況の点検を行うなど、各種支援措置の普及に努める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の需給と米価の安定を図るため、令和5年産以降も生産数量の目安に沿った形で生産調整を継続していく。

「福井米」の評価を高めるために、高品質米生産の基本となる土づくりの必要性や適期防除、コシヒカリにあっては五月半ばの適期田植え等を再認識し、いちほまれを含む福井米3品種の食味ランキング「特A」評価を目指し、消費者から信頼される「安全でおいしい福井米」を推進する。

平成30年産から本格生産となった新ブランド米「いちほまれ」については、品質の高い米づくりや、生産コストの低減により、多様な市場ニーズに応じた消費者に選ばれる米づくりを目指す。

なお、国内での米の需要量は減り続けているのに対し、外食・中食用米の需要は近年は堅調であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅な減少となり、コメ余りが深刻化となっているため、需要に応じた米の作付けをJAと連携しながら進めて行く。

(2) 備蓄米

主食用水稲の作付面積の維持が厳しい中、備蓄米は需給調整作物、不作付地の防止としても重要な位置づけであるため、JAとの連携による加工用米の取り組みと調整しながら需要に応じた生産を目指す。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

町の畜産農家と耕種農家のマッチングによる需要に応じた生産を基本に進め、飼料用米への取組み支援としてある水田活用の直接支払交付金を活用し農家所得の増加を図る。なお、主食用米の需要減少に伴う需給調整の手段としては非常に取り組み易いため、JAと連携しながら地域外の需要者の確保を図ることで、飼料用米の取り組みを一層推進し、作付面積の拡大を図る。あわせて多収性品種での取り組みも推進することで、収量確保による交付金の加算で農家所得のアップを図り、水田フル活用を広く促進する。

イ 米粉用米

飼料用米と同様に水田活用の直接支払交付金による取組み支援が設けられているが、若狭町ではまだ作付けも少なく、また需要も停滞傾向にあるため、今後、米粉商品の開発や米粉を活用したレシピ作成等により米粉の普及を図り、需要に応じた生産を目指す。

ウ 新市場開拓用米

国内での米の消費量が減少して行く中で、米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場にも積極的に進出し、輸出を拡大していくことが求められている。

飼料用米と同様に水稲での生産調整が可能で、また水田活用の直接支払交付金における産地交付金の対象にもなるため、海外で事業展開している食品事業者や輸出事業者と連携しながら輸出用米での取り組みを推進し、水田の維持とフル活用を目指す。

エ WCS用稲

町の畜産農家と耕種農家のマッチングによる需要に応じた生産を基本に進める。また、近年はWCS用稲の作付けがないが、今後、水田活用の直接支払交付金を活用し

農家所得の増加を図り、地域内外の需要者の確保にも取り組むことで、需要に応じた生産を目指す。

オ 加工用米

米の需給調整を図るうえで重要な取り組みであるため、麦や大豆等の生産が不向きな排水不良の水田を中心に、不作付地の防止、水田活用の直接支払交付金を活用しながら加工用米の取り組みを推進する。JAとの連携による備蓄米の取り組みと調整しながら需要に応じた生産を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆、飼料作物については、水田を有効活用して、農地の減少や荒廃化を未然に防止するためにも作付けを推進する。

麦（特に大麦）については、主食用米の需要減少に伴う需給調整の手段として、大麦＋そばの周年作を推奨しながら、実需者のニーズに即した生産量と品質の確保に努める。なお、需給調整の手段としては交付金制度における飼料用米の推進と取り組みが重なるところもあることから、需要に応じた生産を目指す。なお、生産においては排水対策やブロックローテーションを図りながら、団地化を推進し労働時間の短縮による生産コストを抑える効率的な農業経営を目指す。

大豆については、近年生産が伸び悩んでいるため、県奨励品種「里のほほえみ」の普及を図るとともに、学校給食での豆腐の原料とするため契約栽培を進める等の需要に応じた生産を図り、現在の作付面積の維持を目指す。

飼料用作物については、町内外の畜産農家と耕種農家のマッチングによる需要に応じた生産を基本に進め、現在の作付面積を維持する。

これら作物については水田活用の直接支払交付金を活用することで農家所得の増加を併せて図る。

(5) そば、なたね

そばについては、大麦＋そばの周年作を推奨することで、必然的に団地化となることで生産コストが削減され、併せて排水対策、土づくりを推進することで単収の増大によるほ場あたりの収益力向上を図る。実需者のニーズに即した生産量と品質の確保に努め需要に応じた生産を目指す。

なたねについては、町では作付けがないが、需要動向等を勘案しながら普及を図る。

(6) 地力増進作物

地力増進作物の作付により地力の回復を進め、生産調整の筆頭作物である麦、大豆、そばの生産継続や高収益作物への転換を促し、水田農業の収益力向上と生産基盤の強化を図る。

(7) 高収益作物

近年の米を取り巻く情勢の中で米の安定供給を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要である。そのため、需要と収益性が高いネギを中心としたキャベツ、ブロッコリー、ニンジン、タマネギ、ブドウ、カボチャ、スイートコーン、サトイモ、レタスの県重点推進品目、ミディトマト、キュウリ、トマト、一寸そら豆、ナス、枝豆、ウメ、イチジク、スイセン、菊、花ハスの県一般推進品目、町伝統野菜の山内かぶら、町地域推進品目のダイコン、そして町の一般的な作物からピーマン、ばれいしょなど26品目の生産を推進する。

また、少量多品目の野菜を扱う生産者については、JA直売所、ファーマーズマーケットを核とする出荷量の増加を図り、集客数・販売額の増大による農家所得の増加に努め、地域農業の一層の推進を図る。

これら水田園芸作物は産地交付金を活用し、麦跡二毛作での作付けを推進することでほ場あたりの収益拡大を図るとともに、生産を推進することで作付面積3%以上の拡大を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,043		1,032		1,029	
備蓄米	56		55		56	
飼料用米	261		280		290	
米粉用米	18		19		20	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		0	
麦	44		45		46	
大豆	3	2	3	2	3	2
飼料作物	5		5		5	
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	23	22	24	23	24	23
なたね	0		0		0	
地力増進作物	1		1		1	
高収益作物	98	4	101	5	103	6
・野菜	27	4	28	5	29	6
・花き・花木	1		1		1	
・果樹	70		72		73	
・その他の高収益作物	0		0		0	
その他	47		49		50	
・その他作物	47		49		50	
畑地化	1		1		1	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大麦	団地化加算	団地面積拡大 団地化率向上	(R4年度) 3,366 a (R4年度) 74 %	(R5年度) 3,370 a (R5年度) 80 %
2	そば	そばの生産向上支援 (土づくり)	土づくり実施面積拡大 収量増大	(R4年度) 2,307 a (R4年度) 45 kg	(R5年度) 2,310 a (R5年度) 40 kg
3	だいこん	地域推進品目助成	作付面積拡大	(R4年度) 118 a	(R5年度) 121 a
4	ネギ・キャベツ・ブロッコ リー・ニンジン・タマネ ギ・ブドウ・カボチャ・ス イートコーン・サトイモ・ レタス の10品目	重点推進品目加算 1	作付面積拡大	(R4年度) 80 a	(R5年度) 81 a
5	ネギ・キャベツ の2品目	重点推進品目加算 2	作付面積拡大	(R4年度) 1,239 a	(R5年度) 1,458 a
6	ミディトマト・キュウリ・ トマト・一寸ソラマメ・ナ ス・エダマメ・ウメ・イチ ジク・スイセン・キク・花 ハス の11品目	一般推進品目加算	作付面積拡大	(R4年度) 155 a	(R5年度) 162 a
7	山内かぶら	地域特産品目加算	作付面積拡大	(R4年度) 8 a	(R5年度) 10 a
8	一般作物 26品目	一般作物作付助成	作付面積拡大	(R4年度) 195 a	(R5年度) 200 a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福井県

協議会名：若狭町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	団地化加算	1	8,500	大麦	概ね1ha以上の連担団地
2	そばの生産向上支援(土づくり)	1	5,500	そば	共済または収入保険への加入、土づくり
2	そばの生産向上支援(土づくり)(二毛作)	2	5,500	そば	共済または収入保険への加入、土づくり
3	地域推進品目助成	1	45,000	だいこん	作付面積に応じて助成
3	地域推進品目助成(二毛作)	2	45,000	だいこん	作付面積に応じて助成
4	重点推進品目加算 1	1	12,000	福井県が推進する重点推進品目の内「重点品目支援」に該当する作物10品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする
4	重点推進品目加算 1(二毛作)	2	12,000	福井県が推進する重点推進品目の内「重点品目支援」に該当する作物10品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする
5	重点推進品目加算 2	1	2,000	福井県が推進する重点推進品目の内「安定生産支援」に該当する作物でJA福井県(敦賀美方管内・若狭管内)が特に推進するネギ・キャベツの2品目	作付面積に応じて助成
5	重点推進品目加算 2(二毛作)	2	2,000	福井県が推進する重点推進品目の内「安定生産支援」に該当する作物でJA福井県(敦賀美方管内・若狭管内)が特に推進するネギ・キャベツの2品目	作付面積に応じて助成
6	一般推進品目加算	1	12,000	福井県が推進する一般推進品目の内「産地化支援」に該当する作物11品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする
6	一般推進品目加算(二毛作)	2	12,000	福井県が推進する一般推進品目の内「産地化支援」に該当する作物11品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする
7	地域特産品目加算	1	2,000	若狭町の地域特産品目「山内かぶら」	作付面積に応じて助成
7	地域特産品目加算(二毛作)	2	2,000	若狭町の地域特産品目「山内かぶら」	作付面積に応じて助成
8	一般作物作付助成	1	7,000	別表1の一般作物 26品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする
8	一般作物作付助成(二毛作)	2	7,000	別表1の一般作物 26品目	作付面積に応じて助成 ※果樹については新植から4年間を交付対象期間とする

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。